

松江市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

松江市火災予防条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 268 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 条例第 29 条の 8 に規定する林野火災に関する注意報について、林野火災の予防上注意を要すると認める気象状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下及び前 30 日間の合計降水量が 30 ミリメートル以下のとき。</u></p> <p><u>(2) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下並びに実効湿度 65 パーセント以下及び最小湿度 40 パーセント以下となる見込みのとき。</u></p> <p><u>(3) 最高気温が 30 度以上の日が 2 日以上連続し、前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下のとき。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の林野火災に関する注意報を伝達するために必要な施設を利用することができる。この場合において、市長は、あらかじめその施設の所有者の承諾を得ておかなければならぬ。</u></p> <p><u>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出書)</u></p> <p><u>第 11 条 条例第 45 条第 1 項の規定による火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある</u></p>	<p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出書)</p> <p>第 11 条 条例第 45 条の規定による火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある</p>

<p>る行為等の届出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例<u>第 45 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる行為については、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(様式第 9 号)による。</p> <p>(2) 条例<u>第 45 条第 1 項第 2 号</u>に掲げる行為については、煙火打上げ、仕掛け届出書(様式第 10 号)による。</p> <p>(3) 条例<u>第 45 条第 1 項第 3 号</u>に掲げる行為については、催物開催届出書(様式第 1 号)による。</p> <p>(4) 条例<u>第 45 条第 1 項第 4 号</u>に掲げる行為については、水道断、減水届出書(様式第 12 号)による。</p> <p>(5) 条例<u>第 45 条第 1 項第 5 号</u>に掲げる行為については、道路工事、占用届出書(様式第 13 号)による。</p> <p>(6) 条例<u>第 45 条第 1 項第 6 号</u>に掲げる行為については、露店等の開設届出書(様式第 13 号の 2)による。</p>	<p>る行為等の届出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例<u>第 45 条第 1 号</u>に掲げる行為については、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(様式第 9 号)による。</p> <p>(2) 条例<u>第 45 条第 2 号</u>に掲げる行為については、煙火打上げ、仕掛け届出書(様式第 10 号)による。</p> <p>(3) 条例<u>第 45 条第 3 号</u>に掲げる行為については、催物開催届出書(様式第 1 号)による。</p> <p>(4) 条例<u>第 45 条第 4 号</u>に掲げる行為については、水道断、減水届出書(様式第 12 号)による。</p> <p>(5) 条例<u>第 45 条第 5 号</u>に掲げる行為については、道路工事、占用届出書(様式第 13 号)による。</p> <p>(6) 条例<u>第 45 条第 6 号</u>に掲げる行為については、露店等の開設届出書(様式第 13 号の 2)による。</p>
2 略	2 略

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。